

## 避難者の方々に住宅を提供している貸主、仲介業者の皆様へ

貸主、仲介業者の皆様におかれましては、東日本大震災に伴う避難者の方々に対する借上げ住宅の提供にご協力いただきまして、感謝申し上げます。

**平成24年4月以降の借上げ住宅の入退去の事務処理手続きは下記のとおりとなりますので、今後ともご協力くださるようお願いいたします。**

### 記

#### 1 平成24年4月以降の新たな避難者について

平成24年4月1日以降の入居については、県から入居決定通知を避難者（入居者）に送付しますので、仲介業者（又は貸主）の皆様においては入居決定通知を確認いただいた上で、避難者の入居日を決定しましたら、以下の書類を（社）新潟県宅地建物取引業協会（以下「宅建業協会」という）に提出してください。

##### (1) 提出書類

###### 「委任状」（1部）

契約の締結や家賃等の請求などを代理人（宅建業協会）に委任するための書類

（「委任状」には別紙様式（物件一覧）を記入して添付してください。）

###### 「協定書」（2枚）

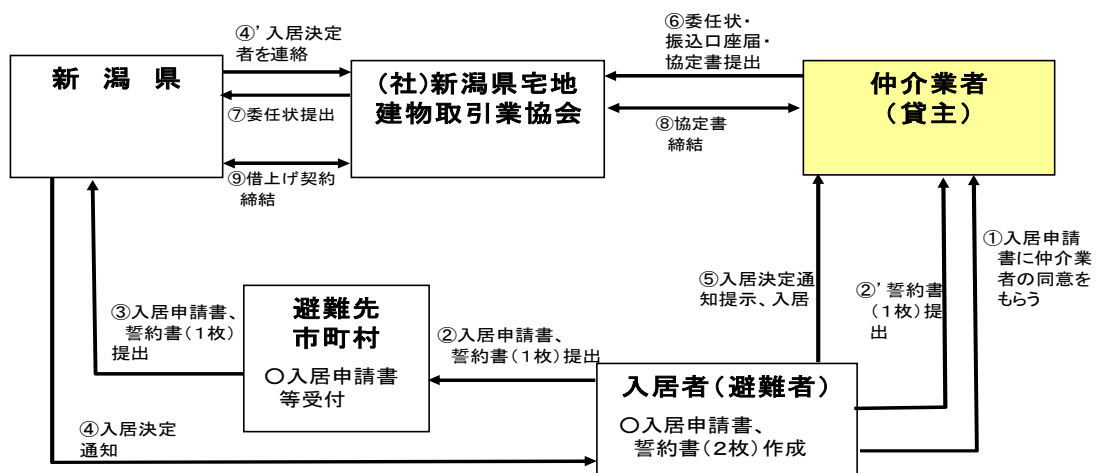
代理人との間で委任する内容について確認する書類

###### 「振込口座の指定について」（1枚）

家賃の振込先の口座を確認するための書類

（「振込口座の指定について」は、既に提出済みの場合は省略できます。ただし、今回委任する物件の家賃等を、提出済みの口座とは別の口座に振り込むことを希望する場合は、その旨を余白に記入のうえ、提出してください。）

#### 新規避難者の入居事務



## (2) 作成上の注意事項

ア 委任状等の提出書類については、避難者の入居日が決まり次第、速やかに宅建業協会に提出してください。

(原則として入居日の属する月の25日(土日祝日の場合はその前日)までに提出をお願いします。)

イ 委任状に記載する「入居日」は、仲介業者(又は貸主)が避難者に借上げ住宅の鍵を渡す日を記入してください。

(家賃等は、入居日からの分を支払います。)

なお、委任状提出後に入居日(鍵を受け渡す日)が変更となった場合は、直ちに宅建業協会に電話で連絡するとともに、委任状の修正をお願いします。

〔 なお、期限までに委任状等の提出が間に合わない場合は支払が遅れることがありますので、ご注意ください。 〕

イ 「委任状」、「振込口座の指定」、「協定書」については、貸主ごとに作成してください。

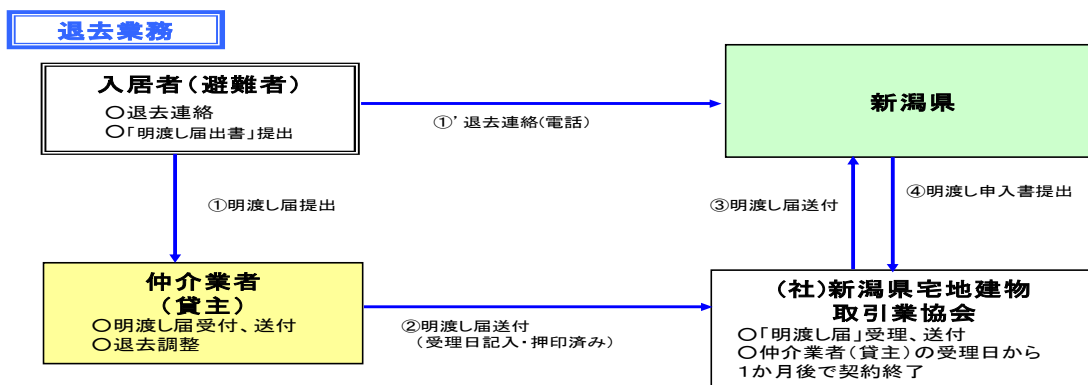
ウ 委任状と別紙(委任物件一覧)は綴じて、間に貸主の割印を押してください。

## 2 借上げ契約の解約について

・ 県は、入居者から仲介業者の皆様へ「新潟県借上げ住宅明渡し届」(以下「明渡し届」という)が提出された場合、明け渡し予定日までの賃料を支払います。

ただし、明渡し届の提出から明け渡し予定日までが1か月以内の場合は、仲介業者が明渡し届を受理した日から1か月分の賃料を支払います。

・ 入居者から明渡し届が提出されましたら宅建業協会に電話でご連絡いただくとともに、提出された明渡し届は、「宅建業者使用欄」に書類の受理日を記入押印の上、直ちに宅建業協会に送付してください。



(社)新潟県宅地建物取引業協会  
〒950-0084 新潟市中央区明石1丁目3-10  
電話：025-247-1177 FAX：025-247-0131

お問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県防災局広域支援対策課

電話：025-282-1732, 1775

新潟県土木部都市局建築住宅課住宅管理係

電話：025-280-5444